

令和5年度 第2回大和市障がい者福祉計画審議会 会議録（要旨）

日時 令和5年11月22日(水) 午後7時～午後8時30分

場所 大和市保健福祉センター5階 501会議室

出席委員 委員【10名】

傍聴人 なし

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議題
 - (1)障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査報告等について
 - (2)障がい福祉計画・障がい児福祉計画の方向性について
4. その他
5. 閉会

会議資料

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | アンケート調査実施報告：結果、課題について |
| 資料2 | 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（骨子） |
| 審議用資料 | 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の方向性について |
| 参考資料 | 障がい福祉サービス等の過去3年度の実績および必要な量について
各種障がい者・障がい児福祉サービスの内容について |

【議事要旨】

議題3

(1)障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査報告等について

事務局：【資料1に基づいて説明】

委員：成年後見制度支援事業についてのアンケート結果が出ているが、11月20日付けの全国紙にて、成年後見人として管理していた金銭等を横領していた弁護士が多いとの記事が出ていた。これは意見であるが、大和市として、社会福祉協議会等の公的団体による成年後見制度をもう少し拡充してほしい。

会長：本アンケート結果を計画にどのように活用していくつもりか。

事務局：それぞれのアンケート結果から「現状と課題」を抽出し、計画の資料編に搭載する予定である。

会長：「現状と課題」を中心に、実際に寄せられた意見も合わせて掲載してほしい。

委員：アンケートを送付した28団体すべてが回答したという理解でよろしいか。

事務局：28団体のうち1団体からは回答を得られなかった。

会長：5ページ、②日中活動系サービスの「現状・課題」のなかの「就労継続支援B型作業所については、視点は異なるものの工賃の向上についての取組みの必要性が事業者、当事者団体双方から指摘されている。」の「視点は異なるものの…」とはどのような意味か。

事務局：事業者にとっての業務継続の危機感の観点からの工賃向上と利用者にとっての生活の糧確保の観点からの工賃向上と、同じ工賃向上が持つ視点が異なることを表現したかったため、「視点は異なるものの」としたが、分かりにくい表現であるため、「視点は異なるものの」という表現は削除することにした。

会長：15ページ、⑤相談支援事業の「現状・課題」のなかの「複合的な問題を抱える世帯に対応するために、地域包括支援センターと連携を図るなど…」とあるが、連携は現在できているのか。

事務局：行政が間に入り、連携をとるといったことは徐々に開始しているところである。

会長：現在、連携が図れているのであれば、「更なる連携…」としたほうがよい。

委員：地域包括支援センターに限定するのではなく、「高齢者の介護関連事業所」としたほうがよい。

事務局：承知した。

会長：では、本日出た意見をまとめて、事務局で修正し、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」を作成していただき、次回審議会において、その中身を議論していきたい。

議題 3

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の方向性について

事務局：【資料 2・審議用資料・参考資料に基づいて説明】

会長：6 ページ～18 ページまでは、提供体制の目標（成果目標）を掲げ、19 ページ以降は、サービスの見込量を掲げているという構造になっている。成果目標については、国の指針に従い、または地域の実情を踏まえて、設定し、サービスの見込量については、そのほとんどが過年度の実績をふまえ、そのトレンドを捉え、今後3年度の見込量を算出しているものと理解している。

委員：見込量については数字上の異論は特段ないが、予算措置的に可能なのか。

事務局：見込量の必要性について、今後、庁内合意をはかり、予算措置を進めていく。

会長：25 ページの計画相談支援、33 ページの移動支援事業については、アンケート結果からも供給量が不足している課題が明らかになったことから、【サービス提供体制の確保について】と特記事項を設けているが、実際に計画相談支援を実施されている立場から、どう感じるか。

委員：移動支援事業もそうだと思うが、計画相談支援の供給量不足は感じるところがあるので、【サービス提供体制の確保について】として特記事項を設けることについては賛成である。

委員：6・7 ページ 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 のなかの「令和4年度末時点の施設入所者数のうち地域生活へ移行する者」の割合について、国の指針では「6 パーセント以上」となっているところ、大和市の骨子では実情をふまえて「4.2 パーセント」としている。地域の実情に合わせて、国の指針より低い数値目標にするのがよいのか、それとも、国の指針に合わせた目標値にするのがよいのか難しいところである。

事務局：国の指針に合わせる場合、骨子では地域移行者数：6人（4.2 パーセント）としているところが、9人（6.3 パーセント）ということになる。

会長：入所施設から地域へ移行する場合、グループホームなどの社会資源の整備や連携の状況も関わってくる。現実には、重度の障がい者を受け入れてくれるグループホームが存在することが求められる。

委員：グループホームは施設体制面で非常に難しい現状があり、入所施設からグループホームへの地域移行のトレンドがあるとはいえ、受け入れるグループホームにとっては課題も多い。

委員：国の指針で示された目標数値を地域の実情で変える合理的な考えがないかぎり、国の指針で示された数値目標にするのが妥当ではないか。国の指針に示された数値目標を設定するほうが、障がい当事者が納得するのではないか。

会長：次期計画の数値目標は大和市の取り組み姿勢でもある。

審議会としては、本日、6・7ページ 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行のなかの「令和4年度末時点の施設入所者数のうち地域生活へ移行する者」の割合について問題提起させていただいた。そのほかの箇所については、示された内容で概ね合意できたと思う。事務局でも当審議会の意見を踏まえ、次回審議会までに、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」を作成いただき、次回審議会にて内容を精査したい。

事務局：本日の審議会でのご意見・ご指摘を踏まえ、事務局にて議論を重ね、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」を庁内で作成し、次回審議会にて、みなさまにお示し、審議会に諮問、答申までいただきたいと考えている。

以上